解散公告

当社は、平成二十一年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

広島県竹原市本町三丁目二番七号

株式会社森信組

代表清算人　森信　光幸

解散公告

当社は、平成二十一年六月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

山口県防府市緑町一丁目四番二〇号

有限会社ティ・エム実業

清算人　田原　衛

解散公告

当社は、平成二十一年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

香川県高松市香西本町二一〇番地三

有限会社ツクダ

清算人　佃　松夫

解散公告

当社は、平成二十一年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

愛媛県松山市末広町一三番地一

有限会社タカタスポーツ

清算人　高田紀美子

解散公告

当社は、平成二十一年七月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

福岡県大川市大字榎津二二〇番地二

株式会社よしまる

代表清算人　吉丸　英明

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十一年五月二十八日新潟県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

新潟県新発田市御幸町四丁目七番一九号

西新発田駅前土地区画整理組合

代表清算人　布施　健次

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十一年六月二十九日広島県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

広島県広島市南区霞一丁目三番九三号

中国管区警察学校消費生活協同組合

代表清算人　岡村　輝範

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年六月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

大分県臼杵市野津町野津市三三〇番地の六

特定非営利活動法人のつ吉四六

代表清算人　竹尾憲一郎

解散公告（第二回）

当組合は、昭和四十七年四月八日行政庁の解散命令により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

茨城県久慈郡大子町大字下野宮三〇三七番地

剣山採草農業協同組合

清算人　大森　拳

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為第三十条の規定による存続期間の満了により、平成二十一年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目一番

財団法人幕張インターナショナルスクール設立準備財団

清算人　早川　恒雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月二十六日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

東京都北区赤羽台三丁目一一番一一号

特定非営利活動法人道づくり・川づくり・街づくり研究会

清算人　佐藤　一夫

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により平成二十一年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

神戸市中央区元町通一丁目八番一二号

財団法人げんえいかい

清算人　蓮池　利男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月二十四日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

宮崎県宮崎市源藤町源藤八八五番地二四

特定非営利活動法人どりぃむ

代表清算人　成合　正孝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年六月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

沖縄県那覇市楚辺二丁目三三番一八号

社団法人沖縄県農協教育センター

代表清算人　赤嶺　勇

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年六月六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

沖縄県中頭郡読谷村字大木六六番地一

特定非営利活動法人家族支援センター

ふーみんぐ

清算人　泉川留美子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年六月六日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

横浜市旭区南本宿町一四四番地一二

特定非営利活動法人日本語の会21

清算人　塩崎美枝子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年二月二十五日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

福井市西開発四丁目二〇二番一　福井県市町村職員共済組合内

財団法人福井県都市自治振興協会

代表清算人　山岸　正裕